

第 28 期東京都青少年問題協議会答申素案 「メディア社会が広がる中での青少年の健全育成について」の概要

第 1 章 ネット・ケータイに関する青少年の健全育成について

1 現状と課題

(1) 青少年への影響

青少年が情報モラル、メディア・リテラシー不足により、犯罪等の被害者や加害者となるケースが多発している。（「ネットいじめ」「売春目的の書き込み」「年齢詐称による成人向け物品の購入」等）

ケータイ依存・長時間利用等により、健康被害の発生、学力・コミュニケーション能力が低下している。

有料サイトへの接続などにより、高額な利用料が払えない青少年の違法・有害な行為を誘発している。

ネット・ケータイには青少年の知識、可能性を伸ばしたり、GPS 機能等による安全・安心を守るといったポジティブな影響もある。

(2) 東京都のこれまでの取組

青少年健全育成条例における事業者のフィルタリングサービス開発・提供・勧奨、保護者のフィルタリング利用・教育に関する努力義務等を規定している。

ファミリー e ルール講座開催、ネット・ケータイに関する関係局連絡会議設置、ネット・ケータイヘルプデスク開設を行っている。

教育委員会の取組

- ・セーフティ講座の開催、学校非公式サイト等の監視、携帯電話を学校に持ち込まないように指導している、等

(3) 国や関係業界等の動き

青少年インターネット環境整備法において業者のフィルタリング提供義務、ソフト開発努力義務、有害情報閲覧防止努力義務等を規定。政府により青少年利用環境整備に係る基本計画が策定された。

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）の発足（青少年を有害情報から保護するためのフィルタリング認定基準を策定、認定サイトの監視）

携帯電話等事業者による第三者機関認定サイトのフィルタリングへの反映、一部事業者のカスタマイズサービスの提供、ケータイ安全教室の開催等が行われている。

民間関係者が自主的取組を推進する「安心ネット促進協議会」を設立。調査研究に着手。

他の道府県の動向

- ・兵庫県は条例を改正、事業者のフィルタリング提供義務・説明書交付義務、保護者のフィルタリング解除理由書提出義務等を規定した。
- ・石川県は条例を改正、小・中学生に携帯電話を持たせないよう保護者に努力義務を規定した。

(4) 課題

- ア 青少年 ネット・ケータイ使用のルールづくり、情報モラル教育等が必要である。
- イ 保護者 子どもとの認識のずれ、子どものネット・ケータイ使用に対する危機感不足から意識啓発の必要性、勉強会等に参加できない保護者への対応が必要である。
- ウ 学校 ネット・ケータイとの正しい付き合い方について児童や保護者に情報提供を行う要となることが期待される。
- エ 事業者 フィルタリング利用の普及徹底、フィルタリングの開発、フィルタリング以外の安全・安心確保に係るサービス等の開発、教育・啓発講座におけるネット・ケータイの危険性についての注意喚起が必要である。

2 青少年とネット・ケータイとの適切な関係づくりを支援するための具体的方策

(1) ネット・ケータイでの被害・トラブルの防止

ア 問題点

「ネットいじめ」「自己の裸体画像のプロフ公開」「売春を目的とする個人情報の書き込み」等は法規制対象外である。

青少年が意図的に巧妙な手口で有害情報に接触している。

保護者はネット・ケータイに関する知識に欠け、また、ネット・ケータイ利用の管理を容易にするツール・サービスも普及していないことから、子どもの指導、管理が困難である。

夜間自宅で親の目を盗んでネットの書き込み等をしている現状から、学校への持ち込みを禁止することのみでは子どもたちの被害・トラブルを十分に防止することは困難である。

イ 青少年へのアプローチ

青少年の意図的な不健全行為に対し、保護者を通じた指導・勧告等を行う。

インターネットは匿名でないことを周知し、ネットいじめ等の抑止を図る。

情報モラル教育、メディア・リテラシー教育の徹底を図る。

ウ 保護者へのアプローチ

青少年にとって安全安心な携帯電話を都が推奨する制度を創設する。

他人に迷惑を与えた青少年の保護者に対し、指導・勧告等を行うなどして責任の自覚を促す。

エ 学校へのアプローチ

青少年の不健全行為に係る最新情報・対処法についてタイムリーに提供する仕組みを設ける。

教員がネットいじめ等のトラブルに対する適切な対処方法を身につけるための学校の取組を支援する。

オ 事業者へのアプローチ

子どものネット・ケータイ利用状況を保護者が管理できるサービス、青少年が安心して利用できる携帯電話等の提供を促すための要請を行う。

青少年がコミュニティサイト等で被害に遭いにくくなるための取り組みの推進とそのため
の環境整備を、サイト運営事業者や関係機関等に要請する。

青少年が被害・トラブルにあった事件で利用されたサイトやフィルタリング利用状況を公表する。

(2) フィルタリングの実効性の向上

ア 問題点

第三者機関が健全と認定したサイトにおいても青少年が巻き込まれる事件が発生している。

携帯電話はPCより性能が低く、個別のカスタマイズができないものもある。

契約時の利用者年齢確認、フィルタリング解除申請時の保護者の本人確認が万全でないため、子どもが保護者になりすまして解除の申出をする事案が発生している。

イ 保護者へのアプローチ

フィルタリングに任せきることの危険性や、認定サイトに関する情報を提供する。

青少年の年齢に応じた適切なフィルタリングを活用できるよう、サービス内容の理解を高める。

ウ 事業者へのアプローチ

契約時の利用者年齢確認、フィルタリング解除申請時の本人確認の厳格化を要請する。

青少年使用の携帯電話等について、原則としてフィルタリングを解除できないようにするとともに、保護者が容易にフィルタリングを解除できない仕組みを制度化する。

店頭における保護者へのフィルタリング告知・勧奨義務の履行を徹底する。

フィルタリングから除外されるべきサイト基準について、実態に照らし青少年が被害に遭わないものにするため、条例への規定や第三者機関への要請等を行う。

第三者機関認定サイトを標準設定で閲覧可能とするフィルタリングの在り方について、携帯電話等事業者に見直しを要請する。

より細かなフィルタリングを可能にすべく携帯電話等事業者に対し技術開発を要請していく。

ゲーム機やスマートフォン等の新しい通信機器のメーカーに対しても、フィルタリング開発・普及に向けた取組を要請する。

(3) 青少年や保護者に対する効果的な教育・啓発

ア 問題点

携帯電話事業者による啓発講座は、結果的に携帯保有率の上昇につながるものと指摘されている。

最も教育・啓発の必要な層の保護者に行き届いていないため、ネット・ケータイ利用に関するリテラシーの保護者間格差が非常に大きい。

学校の教員についてもネット・ケータイ機能や子ども利用状況等の理解、教育・啓発意識に個人差がある。

高学年ほどネット・ケータイトラブルの割合は高まり、ネット・ケータイの技術・情報は常に進化しているため、青少年等に対する教育・啓発は一度では不十分である。

イ 青少年へのアプローチ

青少年に対する教育・啓発水準の確保のため、都が指針等を策定する。

ウ 保護者へのアプローチ

ネット・ケータイに関する知識が子どもに劣ることを逃げ道にせず、子どもを守る責任の自覚、家庭におけるルールづくりを促す。

保護者への教育・啓発活動を行う際に、住民構成等、地域性に応じて理解や参加が容易になるよう配慮する。

エ 学校へのアプローチ

「学校内に携帯電話等を持ち込ませない」方針の推進と並行し、児童・生徒への「情報モラル教育」「メディア・リテラシー教育」のさらなる充実が図られるよう支援する。保護者がネット・ケータイに関する教育・啓発を受けたり自主講座を開催しやすくするよう、学校や行政が協力・支援する努力義務を設ける。

「情報モラル教育」「メディア・リテラシー教育」の核となる人材育成のための環境を作る。

ネット・ケータイを過剰に問題視せず、ネット・ケータイ利用にかかる青少年からの相談を受け止める環境を作る。

オ 事業者へのアプローチ

指針にそった「出前講座」の実施と提供機会の充実を図る。

青少年や保護者に対する販売・契約の場での教育・啓発、情報や資料の提供を積極的に行うよう要請する。その教育・啓発活動については、営業目的優先の内容とならないよう配慮を求める。

第2章 児童を性的対象として取り扱うメディアについて

1 現状と課題

(1) 「児童ポルノ」及び児童を性的対象として取り扱う図書類を巡る状況

インターネットを中心に児童ポルノが蔓延している。

幼児や小学生の女の子がポーズをとらされた半裸・水着写真集「ジュニアアイドル誌」が一般書店で広く販売されている。

子供に対する強姦、近親相姦等過激な性的行為を描写した漫画、アニメ、CG を用いたリアルな表現によるゲーム等の創作物が何の規制もなく自由に販売されている。

児童・生徒の性行為を描写した漫画が、小・中学生用に「ラブ・コミック」として大手出版社を含む多くの出版社から販売されている。

(2) 法律や条例の適用対象及び限界

児童ポルノ法では「単純所持」を禁止していないため、児童を性的対象とする風潮を助長し、また被写体児童の著しい精神的虐待をもたらしている。

「ジュニアアイドル誌」が「児童ポルノ」として摘発された例はなく、保護者・撮影者等に児童福祉法の有害支配罪適用は困難である。

児童ポルノ法で販売等を禁止する「児童ポルノ」は18歳未満の存在する児童を対象とし

たものに限定されている。

条例における不健全図書の指定基準は18歳未満の青少年が閲覧することにより著しく性的感情を刺激するもの等に限られており、低年齢者の閲覧に相応しくない内容でも基準に達していないと判断されている。

条例は「子どもを性的対象とする」ことを規制する観点からの指定基準ではないことから、児童を性的対象として扱う漫画等青少年を性的好奇心や性的搾取の対象とする内容の図書類についても、指定基準に当たらない限り指定対象とはならず、ジュニアアイドル誌も指定された例はない。

条例の不健全図書指定は、青少年以外の一般（成人）に対する販売は規制していない。

(3) 国や他都道府県、社会の動き

平成20年6月、第169回国会において自民党・公明党が児童ポルノの所持・保管について罰則をおく児童ポルノ改正案を提出、これに対し民主党は21年3月「児童性行為等姿勢描写物」を有償又は反復して取得する行為につき罰則を置く改正案を第171回国会に提出、しかし21年7月の衆議院解散により両案とも廃案となった。

平成17年7月、奈良県は「子どもを犯罪の被害から守る条例」を制定、子どもポルノの単純所持禁止、罰則を規定した。

平成20年3月、日本ユニセフ協会、ECPAT/ストップ子ども買春の会等による児童ポルノ法改正を求めるアピール活動が開始された。

2 児童を性的対象として取り扱うメディアの現状を改善するための方策等

(1) 児童ポルノを所持し楽しむことが「自由」とされていることにより児童ポルノがインターネット上等において蔓延していることについて

単純所持の禁止は、需要（児童ポルノの所持）を抑えることにより供給（児童の性的虐待）を少なくすることができ、また被写体とされた子どもの苦しみの源であり、別の子どもの性的虐待に利用される児童ポルノの流通を防ぐこともできる。

ほとんどの欧米諸国で単純所持が禁止されており、G8で禁止していないのは日本とロシアのみである。

児童ポルノは子どもに対する虐待行為の結果であり、その所持を表現・出版・性的志向等の「自由」として一律に容認することは、被写体とされた子どもの著しい精神的被害をそのまま放置し続けることである。

児童を性的対象として扱うこと、性的に搾取・虐待することは決して許さないという都の姿勢を条例等で明確に示すべきである。具体的には、児童を性的対象とする行為等の追放・根絶に向けた機運の醸成と環境整備に努める責務規定などを設けるべきである。

児童ポルノに係る被害者の支援に関する都の責務を条例において明らかにし、児童やその関係者が相談しやすい体制の確保、プロバイダ等への削除依頼要請の代行、ネット上の児童ポルノ削除等に関する事業者への働きかけの推進等を実施する。

児童ポルノ単純所持の処罰化について国に強く要望すべきである。

(2) いわゆるジュニアアイドル誌が自由に販売等されていることについて

被写体となる子どもの多くは保護者の意向によるものと考えられ、児童虐待と同程度に社会的に許されない行為である。

ジュニアアイドル誌についても追放・根絶の対象として扱い、条例上の販売自主規制の対象化、子どもを被写体として売り込む保護者への指導・勧告等について検討すべきである。

国に対し、児童ポルノ法の改正等、ジュニアアイドル誌の規制についても取り組みを要望すべきである。

(3) 児童の性的行為などを描写した漫画等が自由に販売されていることについて

児童ポルノ法で禁止対象とする「児童ポルノ」から漫画等が対象外とされたのは、「実在する被写体とされた子どもがおらず、権利侵害がなされていない」というのが理由である。

しかし、子どもを強姦する等の極めておぞましい子どもに対する性的虐待をリアルに描いた漫画等の流通を容認することで、児童を性的対象とする風潮が助長される。

児童を性的対象とした漫画等の多くは幼児・小学生とされる児童が積極的に性的行為を受け入れる描写が見られ、大人がこうした漫画等を子どもに見せて性的虐待を行う危険性も大きい。

諸外国の状況

- ・カナダでは、実在しない児童を描写した漫画等のポルノも規制対象
- ・イギリスでは、「児童のいかがわしい写真又は疑似写真」が規制対象であるが、写実性を欠くもの、実在の児童や実際の行為を描写していないものは処罰対象外
- ・アメリカでは、実在しない児童の描写については、実在の児童の性的行為と区別がつかない映像等に規制対象を限定、わいせつ物に対する規制を定める法律においては、児童の性的行為を描きかつ「わいせつな」ものなどを規制対象と規定

内閣府「有害情報に関する特別世論調査」によると、国民の86.5%が実在しない子どもの性行為等を描いた漫画等を規制することに賛成だが、具体化の動きは見られず都においては、少なくとも児童に対する性行為等を写真やビデオと同程度にリアルに描写した漫画等については、可能な限り早期に何らかの規制が行われるよう、国に要望するべきである。

子どもを強姦する等著しく悪質な内容のものについては、条例上の不健全図書基準に追加するとともに、自主規制団体に表示図書とするよう働きかけるべきである。

児童を性的対象とする内容の漫画等で写真やビデオと同程度にリアルに描写したものや強姦等著しく悪質なものは、一般人のアクセスも制限する取り組みや、インターネットからの削除等を関係業界に働きかけることが適当である。

(4) 児童・生徒の性行為を描写した小・中学生を対象とする「ラブ・コミック」等について
条例上の販売自主規制の対象とし、推奨年齢を表示するよう業界に求めること等を検討すべきである。

第3章 青少年の健全な成育を取り巻く環境整備について

1 現状と課題

- (1) 特定の図書類発行業者が発行する図書類の累回にわたる不健全指定
同じ発行業者の図書類が、短期間に累回にわたり条例上の不健全図書指定を受けており、都の制度の趣旨や実効性を貶めている。
- (2) 青少年のインターネット通信販売による不健全図書類等の購入
現行条例の青少年に対する販売規制は対面販売を前提としており、インターネット通信販売に対応できていない。

2 具体的方策

- (1) 特定の図書類発行業者が発行する図書類が累回にわたり不健全指定を受けている場合の対応
短期間に不健全図書類の指定を繰り返し受ける図書発行業者については、都から改善勧告を行い、従わない場合は社名を公表する等の条例規定を検討すべきである。
- (2) 青少年への販売が禁じられている物品を通信販売する場合や成人向け有料サイトを閲覧する場合の年齢確認の徹底及び決済手段の限定
通信事業者等は、青少年に相応しくない物品を扱うネット販売サイトへのアクセスをブロックできるシステムの開発を進めることが必要である。
事業者等は、成人向け物品の区分販売が確実に行われるような仕組みづくりを検討するとともに、支払い方法について、クレジットカード決済での限定、商品受け渡し時の年齢確認の徹底等に取り組むことを期待する。